

4 関係法令（抜粋）

○ 障害者基本法

（目的）

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第1条の2 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（市町村等の責務）

第2条

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
- 三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

(定義)

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

第5条

第4条 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

第5条 この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

(介護給付費等の支給決定)

第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

(申請)

第20条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

(障害支援区分の認定)

第21条 市町村は、前条第1項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。

(支給要否決定等)

第22条 市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。

2 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第9条第7項に規定する身体障害者更生相談所（第74条及び第76条第3項において「身体障害者更生相談所」という。）、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所（以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。）その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

(支給決定の変更)

第24条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

(支給決定の取消し)

第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

(都道府県による援助等)

第26条 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第19条から第22条まで、第24条及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(地域相談支援給付費等の相談支援給付決定)

第51条の5 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費(以下「地域相談支援給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定(以下「地域相談支援給付決定」という。)を受けなければならない。

(申請)

第51条の6 地域相談支援給付決定を受けようとする障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

(給付要否決定等)

第51条の7 市町村は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第51条の12において「給付要否決定」という。)を行うものとする。

2 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

(地域相談支援給付決定の変更)

第51条の9 地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第51条の7第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。))及び第51条の7(第1項を除く。))の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地域相談支援給付決定の取消し)

第51条の10 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。

(都道府県による援助等)

第51条の11 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第51条の5から第51条の7まで、第51条の9及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(都道府県による援助等)

第74条 市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

2 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行うこの節の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関による技術的事項についての協力

その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

第76条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理（以下この条及び次条において「購入等」という。）を必要とする者であると認めるとき（補装具の借受けにあつては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

（市町村の地域生活支援事業）

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

七 意思疎通支援を行う者を養成する事業

（都道府県の地域生活支援事業）

第78条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第77条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

（協議会の設置）

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

○ 身体障害者福祉法

(法の目的)

第1条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(身体障害者)

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

(援護の実施者)

第九条

5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 身体に障害のある者を発見して、又はその相談に応じて、その福祉の増進を図るために必要な指導を行うこと。
- 二 身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。
- 7 その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)に身体障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「身体障害者福祉司」という。)を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、第五項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの(次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。)については、身体障害者の更生援護に関する相談所(以下「身体障害者更生相談所」という。)の技術的援助及び助言を求めなければならない。

(市町村の福祉事務所)

第9条の2

- 2 市の設置する福祉事務所に身体障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、当該市の身体障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、専門的相談指導については、当該市の身体障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- 3 市町村の設置する福祉事務所のうち身体障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、専門的相談指導を行うに当たって、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

(連絡調整等の実施者)

第10条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - ハ 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
 - ニ 必要に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

2 都道府県知事は、市町村の援護の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

(更生相談所)

第11条 都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の

支援のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。

- 2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（第18条第2項の措置に係るものに限る。）及び前条第1項第2号ロからニまでに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項、第26条第1項、第51条の7第2項及び第3項、第51条の11、第74条並びに第76条第3項に規定する業務を行うものとする。
- 3 身体障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務を行うことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、身体障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

（身体障害者福祉司）

第11条の2 都道府県は、その設置する身体障害者更生相談所に、身体障害者福祉司を置かなければならない。

- 2 市及び町村は、その設置する福祉事務所に、身体障害者福祉司を置くことができる。
- 3 都道府県の身体障害者福祉司は、身体障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 第10条第1項第1号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - 二 身体障害者の福祉に関し、第10条第1項第2号ロに掲げる業務を行うこと。
- 5 市の身体障害者福祉司は、第9条の2第2項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、身体障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めるよう助言しなければならない。

（身体障害者手帳）

第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わって申請するものとする。

- 2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。
- 5 前項に規定する審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害者手帳を譲渡し又は貸与してはならない。
- 7 身体に障害のある15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合において、本人が満15歳に達したとき、又は本人が満15歳に達する以前にその保護者が保護者でなくなったときは、身体障害者手帳の交付を受けた保護者は、すみやかにこれを本人又は新たな保護者に引き渡さなければならない。
- 8 前項の場合において、本人が満15歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、すみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。
- 9 前2項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは、その身体障害者手帳は、本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。
- 10 前各項に定めるものの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（身体障害者手帳の返還）

第16条 身体障害者手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居の縁故者でその身

身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死亡したときは、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

- 2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。
- 一 本人の障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき。
 - 二 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。
 - 三 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもって、その理由を示さなければならない。
- 4 市町村長は、身体障害者につき、第2項各号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第17条 前条第2項の規定による処分に係る行政手続法第15条第1項の通知は、聴聞の期日の10日前までにしなければならない。

(診査及び更生相談)

第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。
- 二 公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。)又は就職あっせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。
- 三 前二号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。

(罰則)

第46条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- 一 第15条第6項の規定に違反した者
- 二 第16条第1項の規定に違反した者

第47条 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第48条 第16条第2項の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した者は、3月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

○ 知的障害者福祉法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(更生援護の実施者)

第9条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村(特別区を含む。以下同じ。)による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

6 その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの(次条第2項及び第3項において「専門的相談指導」という。)であつて18歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)の技術的援助及び助言を求めなければならない。

7 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、18歳以上の知的障害者につき第5項第3号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

(市町村の福祉事務所)

第10条 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第5項各号に掲げる業務又は同条第6項及び第7項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

2 市の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、当該市の知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、18歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当該市の知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

3 市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、18歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導を行うに当たつて、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

(連絡調整等の実施者)

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 知的障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - ハ 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

2 都道府県は、前項第2号ロに規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定

相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者更生相談所)

第12条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。）並びに前条第1項第2号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項、第26条第1項、第51条の7第2項及び第3項並びに第51条の11に規定する業務を行うものとする。

3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。

4 前3項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(知的障害者福祉司)

第13条 都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置かなければならない。

2 市町村は、その設置する福祉事務所に、知的障害者福祉司を置くことができる。

3 都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第11条第1項第1号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 知的障害者の福祉に関し、第11条第1項第2号ロに掲げる業務を行うこと。

5 市の知的障害者福祉司は、第10条第2項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、知的障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めるよう助言しなければならない。

5 東京都心身障害者福祉センター条例（昭和43年3月30日条例第17号）

（設置）

第1条 東京都内の知的障害者、知的障害児、身体障害者、身体障害児及びこれらに準ずる者（以下「心身障害者」という。）に対し、医療、教育、職業等の総合的な相談に応ずるほか、社会適応のための処遇指針等を総合的に判定し、これに基づいて適切な指導及び援護を行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的として、東京都心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）を、東京都新宿区神楽河岸1番1号に設置する。

2 センターは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所とし、及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所とする。

3 センターに第3条第2号に規定する施設の一部として東京都千代田区麹町三丁目7番地4に別館を置く。

4 センターに支所として東京都国立市富士見台二丁目1番地の1に東京都心身障害者福祉センター多摩支所を置く。

（事業）

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 医療、教育、職業等の総合相談及び指導に関すること。
- 二 医学的、心理学的、社会的、職能的等各分野からの総合判定に関すること。
- 三 前号の判定のために必要な治療及び訓練に関すること。
- 四 福祉事務所等関係機関及び社会福祉協議会等公共的団体との連絡に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

（施設）

第3条 センターには、次に掲げる施設を設ける。

- 一 相談室等総合相談及び指導に必要な施設
- 二 判定室等総合判定に必要な施設
- 三 訓練室等治療及び訓練に必要な施設
- 四 その他知事が必要と認める施設

（休業日等）

第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- 三 1月2日及び同月3日
- 四 12月29日から同月31日まで

（利用時間）

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の利用時間については、知事が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用料）

第6条 センターの使用料は、無料とする。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

6 東京都心身障害者福祉センターの主なあゆみと関連施策の動向

年	東京都心身障害者福祉センター	都の動向	国の動向	更生相談所の役割等
昭和24	1949		身体障害者福祉法の公布 ・身体障害者手帳・補装具の交付（18歳以上） ・更生援護に係る規定	身体：身体障害者の更生援護における専門技術面の 中核機関 ・身体障害者福祉司の更生援護業務を専門的 技術的知見から支援する技術的拠点 ・身体障害者に対する更生援護業務の実施
昭和26	1951	福祉事務所を設置 ・区部・町村部は都が設置 （市制は八王子・立川・武蔵 野・三鷹・青梅のみ）	社会福祉事業法（現：社会福祉 法）の公布 ・福祉事務所の設置（区市は必 置、町村は任意）	身体：医学的・心理学的・職能的判定等の判定機関 としての役割に重点化 （身体障害者に対する更生相談は、福祉事務 所の業務へと移行）
昭和28	1953	身体障害者更生相談所を設置		
昭和29	1954		身体障害者福祉法の改正 ・更生医療給付の創設	
昭和35	1960	身体障害者更生相談所に精神薄弱 者更生相談所（現：知的障害者更 生相談所）を併設	精神薄弱者福祉法（現：知的障害 者福祉法）の公布 身体障害者雇用促進法（現：障害 者雇用促進法）の公布	知的：知的障害者の更生に関する中核的機関、専門 的技術的機関 （知的障害者に対する更生相談は福祉事務所 の業務）
昭和39	1964	パラリンピック東京大会開催	重度精神薄弱児扶養手当法（現： 特別児童扶養手当法）の公布	
昭和40	1965	センター建設事業計画立案	区部の福祉事務所を都から各区へ 移管	
昭和41	1966	東京都社会福祉審議会「東京都心身障害者福祉セン ターの建設及び運営のあり方について」答申		
昭和42	1967		愛の手帳制度を創設	
昭和43	1968	東京都心身障害者福祉センター開設（4月） （身体・知的障害者更生相談所を統合） ＜組織＞ 3課9科（定数146人） 管理課・開発課・調整課・相談指導科・心理科・ 職能科・医学判定科・聴覚言語障害科・視覚障害 科・肢体不自由科・精神薄弱科・検査科		
昭和45	1970		心身障害者対策基本法（現：障害 者基本法）の公布	身体：身体障害者福祉審議会答申 ・地域におけるリハビリテーション推進の中 核として、身体障害者更生相談所の機能を 拡充すべき
昭和46	1971	センターに肢体不自由者更生施設を設置 東京都補装具研究所が併設 ＜組織改正＞ 3課8科（定数187人） 管理課・相談課・援護課・職能科・視覚障害科・幼 聴覚言語障害科・肢体不自由科・精神薄弱科・幼 児科・医学判定科・検査科		

年	東京都心身障害者福祉センター	都の動向	国の動向	更生相談所の役割等
昭和47	1972 勸東京都心身障害者職能開発センターがセンター庁舎内に併設 ＜組織改正＞ 4課7科（定数191人） 管理課・相談課・判定課・援護課・職能科・視覚障害科・聴覚言語障害科・肢体不自由科・精神薄弱科・幼児科・検査科	東京都心身障害者対策協議会（心対協）設置		
昭和48	1973 重度心身障害者手当の判定開始	重度心身障害者手当制度を創設	療育手帳制度の創設	
昭和56	1981		国際障害者年	
昭和57	1982	「国際障害者年東京都行動計画－『完全参加と平等』の実施に向けて」策定（昭和56～平成2年度）	「障害者対策に関する長期計画」決定	身体 身体障害者福祉審議会答申 ・身体障害者更生相談所機能の再編強化の方策として「総合リハビリテーション構想」を提言
昭和59	1984 多摩支所を東京都多摩障害者スポーツセンター内に開設〔4月〕 ＜組織改正＞ 4課7科・1支所（定数190人） 管理課・相談課・判定課・援護課・精神薄弱科・視覚障害科・聴覚言語障害科・肢体不自由科・職能科・幼児科・検査科、多摩支所			身体 「地域リハビリテーション推進事業実施要綱」制定 ・地域において身体障害者のリハビリテーションを総合的に推進していく上での身体障害者更生相談所の役割を示す ・従来の判定業務に併せて、より専門的技術的判断が必要なため福祉事務所では対応困難な相談・指導も実施
平成2	1990		社会福祉関係八法の改正 ・身体障害者福祉関係事務の区市町村への一元化 ・在宅福祉サービスの法定化	身体 指定都市にも設置可能（任意）となる
平成4	1992	「ノーマライゼーション推進東京プラン－東京都障害者福祉行動計画」（平成3～12年度）策定		
平成5	1993 身体障害者福祉司をセンターに配置 （西多摩福祉事務所の身体障害者福祉司を廃止）		障害者基本法の公布 （心身障害者対策基本法を改称） ・障害範囲の明確化 ・障害者計画の策定	身体 身体障害者の施設入所等の更生援護事務が都道府県から町村へ移譲 ・更生相談所に身体障害者福祉司を配置（都道府県福祉事務所への配置は廃止） ・更生援護施設入所に関する市町村間の連絡調整、市町村・更生援護施設等に対する情報提供・技術的援助・指導等が新たな機能として追加
平成6	1994 第一期推進協提言「新たな時代に向けた東京都心身障害者福祉センター及び東京都福祉機器総合センター（仮称）の機能とあり方について－早期整備に向けて－」	東京都障害者施策推進協議会（推進協）設置（障害者基本法施行により東京都心身障害者対策協議会の名称変更）		
平成7	1995 ＜組織改正＞ 3課4科・1支所（定数180人） 調整課・身体障害相談課・知的障害相談課・技術援助科・在宅援助科・就労援助科・生活援助科、多摩支所			

年	東京都心身障害者福祉センター	都の動向	国の動向	更生相談所の役割等
平成8	東京都心身障害者福祉センター整備検討委員会最終報告「新たな時代に向けた東京都心身障害者福祉センターのあり方と事業展開－ノーマライゼーション推進センターを目指して」	第一期推進協提言「地域における障害者の自立生活支援システムの構築とその基盤整備のあり方について」		
平成9	東京都福祉機器総合センターが飯田橋セントラルプラザに開設（補装具研究所（併設）が廃止）	第二期推進協提言「21世紀初頭の東京都における地域福祉を基調とする障害者施策の基本的なあり方について」		
平成10	身体障害者手帳・愛の手帳の交付事務がセンターに移管	「ノーマライゼーション推進東京プラン－東京都障害者福祉計画（平成9年度改定）」（平成9～17年度）策定		
平成11			法律上「精神薄弱」の用語を「知的障害」に改める	
平成12		第三期推進協提言「21世紀における障害者の自立生活支援システムの構築に向けて」	社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（社会福祉法外8法）の成立 ・社会福祉基礎構造改革 ・支援費制度の導入 地方分権一括法の施行	
平成13	重度心身障害者手当等の各種手当に係る事務がセンターに移管 ＜組織改正＞ 5課・1支所（定数168人） 調整課・身体障害相談課・知的障害相談課・地域支援課・自立支援課、多摩支所			
平成14				身体 知的 「身体障害者更生相談所のあり方報告書」 「知的障害者更生相談所のあり方報告書」とりまとめ
平成15	知的障害者福祉司をセンターに配置 （西多摩福祉事務所の知的障害者福祉司を廃止）		措置制度から支援費（利用契約）制度へ移行	身体 知的 「身体障害者更生相談所設置運営基準」「知的障害者更生相談所設置運営基準」制定
平成16	（助）東京都心身障害者職能開発センター（併設）が改組され、（助）東京しごと財団の一部となる ＜組織改正＞ 4課・1支所（定数132人） 調整課・障害認定課・地域支援課・自立支援課、多摩支所			知的 「知的障害者の施設入所等の更生支援事務が都道府県から町村へ移譲」 ・更生相談所に知的障害者福祉司を配置（都道府県福祉事務所への配置は廃止） ・市町村による更生支援の円滑な実施のため、専門的支援等の充実と積極的活動
平成18	センターが高次脳機能障害者の支援拠点機関となる	第四期推進協提言「地域における障害者の自立を支援する総合的施策の展開について」	障害者自立支援法の施行	身体 知的 都道府県は、市町村の求めに応じ、身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他の必要な援助を行うものとする

年	東京都心身障害者福祉センター	都の動向	国の動向	更生相談所の役割等
平成19 2007		「東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画」(平成19～23年度)策定		
平成20 2008		第5期推進協提言「障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けて」		
平成21 2009		「東京都障害者計画・第2期東京都障害福祉計画」(平成21～23年度)策定		
平成22 2010	職能開発センター(併設)が飯田橋(財)東京しごと財団)に移転			
平成23 2011			障害者基本法の改正 ・障害者の定義(社会モデルの概念等) ・基本理念(地域社会における共生等) ・差別の禁止(合理的配慮等) 障害者虐待防止法の施行	
平成24 2012	肢体不自由者更生施設を東京都練馬障害者支援ホームに機能移転 東京都自立支援協議会、法関連研修(相談支援従事者・サービス管理責任者等)に係る事務がセンターに移管 ＜組織改正＞ 3課・1支所(定数103人) 調整課・障害認定課・地域支援課、多摩支所	「東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画」(平成24～26年度)策定	改正障害者自立支援法の施行 ・相談支援体制の強化 ・支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成対象者の大幅拡大	
平成25 2013			障害者総合支援法の施行 (障害者自立支援法を一部改正)	
平成26 2014			障害者権利条約の批准	
平成27 2015		「東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画」(平成27～29年度)策定		
平成28 2016	センター(本所)が東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)及び別館(秩父屋ビル)に移転〔3月〕		障害者差別解消法の施行 改正障害者雇用促進法の施行 ・障害者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務	
平成29 2017	多摩支所が立川仮庁舎に移転(多摩障害者スポーツセンター改修のため)〔3月〕			
平成30 2018		「東京都障害者・障害児施策推進計画」(平成30～32年度)策定 東京都障害者差別解消条例の施行	障害者文化芸術活動推進法の施行	
令和元 2019	多摩支所が元の国立庁舎(多摩障害者スポーツセンター内)に移転〔7月〕		読書バリアフリー法の施行	
令和2 2020			電話リレーサービス法の施行	

年		東京都心身障害者福祉センター	都の動向	国の動向	更生相談所の役割等
令和3	2021		「東京都障害者・障害児施策推進計画」（令和3～5年度）策定 東京2020パラリンピック競技大会開催	医療的ケア児支援法の施行	
令和4	2022		東京都手話言語条例の施行		
令和5	2023		「東京都障害者・障害児施策推進計画」（令和6～8年度）策定		